

学校評価の手引き

令和4年4月
和歌山県教育委員会

1. はじめに

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術の革新、産業・経済の構造的変化など、社会が大きく変容する中、県立学校では、これまで各学校が果たしてきた役割や取組を大切にしながらも更なる充実を図り、新しい時代や社会に対応できる教育活動を実践していくことが求められている。加えて、これからの学校づくりにおいては、学校だけで取り組むのではなく、家庭や地域との連携協力の視点が不可欠となる。

こうしたことから、各学校においては、毎年、年度当初に学校としての目標を具体的に設定するとともに、年度末には、その目標の進捗状況を確認・評価し、次年度につなげるという学校評価によるPDCAサイクルを確立させ、学校として組織的・継続的な改善を図っていく必要がある。

学校評価の実施に当たっては、学校評価シート等、報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評価」に陥ることなく、今後の改善につながる実効性ある取組とすることが重要であり、そのためにも、学校評価の結果の公表や、学校関係者評価の実施など、適切な取組を行うことが求められる。

2. 学校評価の目的

学校評価は、以下の3点を目的として実施するものである。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

* 文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」から抜粋

3. 学校評価に関する法令等

学校評価について、学校教育法には、次のように規定されている。

【学校教育法】

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

* 高等学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用

学校教育法の「文部科学大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

【学校教育法施行規則】

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

* 高等学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用

このようなことから、各学校は法令上、学校評価において次の3項目を実施する必要がある。

- ① 学校の自己評価を行い、結果を公表すること。
- ② 保護者などの学校関係者による評価（学校関係者評価）を行うとともに結果の公表に努めること。
- ③ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

4. 学校評価の仕組み

《本県教育の方向性》

「和歌山県教育振興基本計画」

本県教育の目指す将来像

「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針」

各県立高等学校の現状と期待や、改善・改革の方向性

「教育委員会事務の点検及び評価報告書」・「学校教育指導の方針と重点」

年度ごとに行う進捗状況の点検・評価と、年度ごとに示す各学校等における指導の方針と重点

《Plan》

- 各学校のスクール・ミッションやスクール・ポリシー、前年度の学校評価の結果等を踏まえ、学校として、精選された具体的かつ明確な重点目標を設定。
- 現状の評価と、重点目標の達成に必要な具体的取組、評価項目と評価指標を設定。
- 学校全体だけでなく、校務分掌等のレベルでも共有し、それぞれ重点目標等を認識する。

《Action》

- 進捗状況や今後の改善方策に基づき、次年度の重点目標の設定や具体的な取組の改善を図る。

《Do》

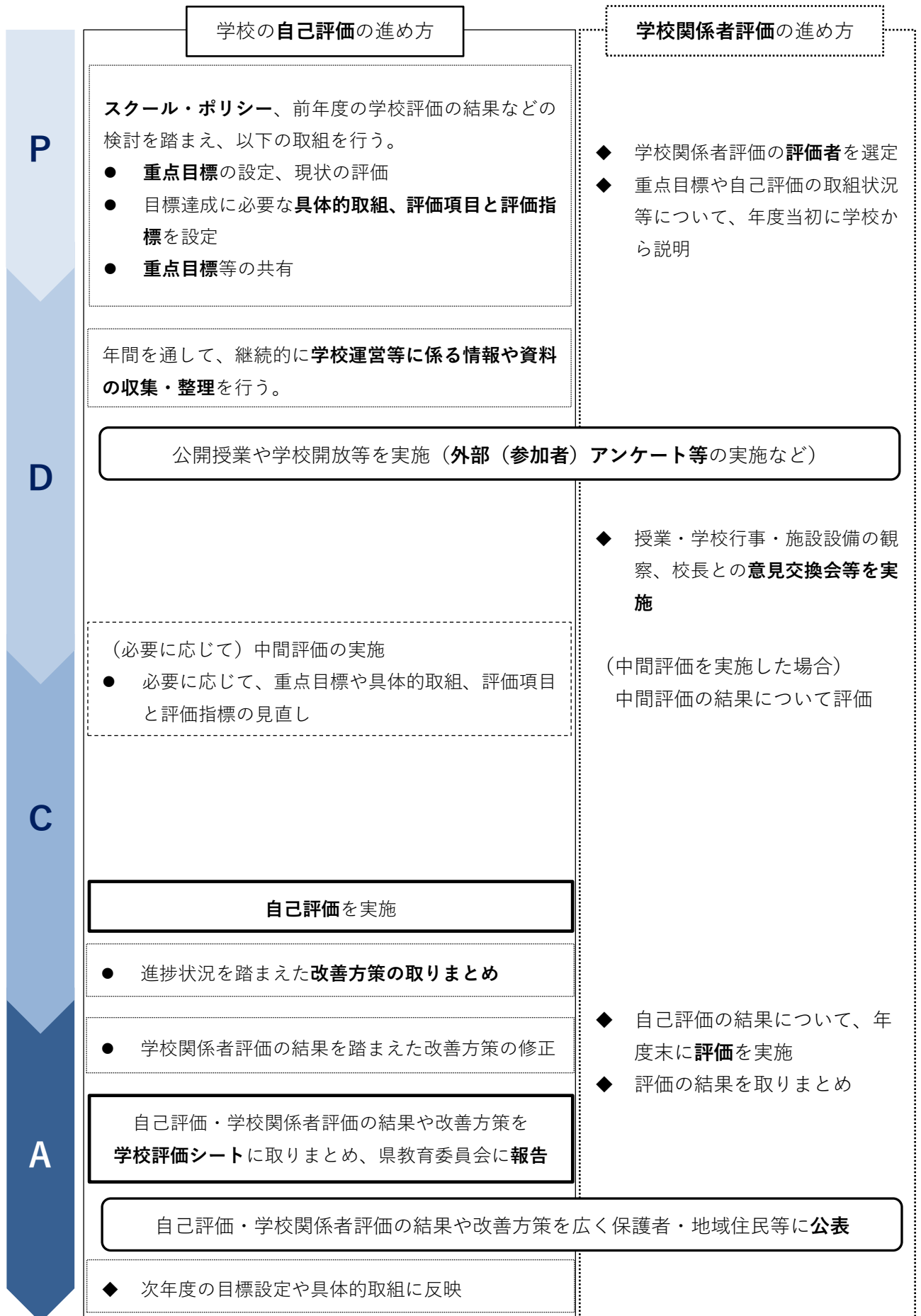
- 重点目標の達成を目指した具体的な取組を進める。
- 年間を通して、学校運営や教育活動等に関する情報や資料の収集・整理。
- 児童生徒・保護者を対象とした外部アンケート等の実施。
- 分掌等による進捗状況のチェック。

《Check》

- 全教職員による組織的な自己評価を実施。
* 各分掌からの報告を取りまとめる評価委員会等を設置するなど、組織的に行うことが望ましい。
- 自己評価の結果について、学校関係者評価を実施。
- 学校評価の結果を取りまとめ、公表するとともに、設置者へ報告。



5. 学校評価の進め方



6. 学校評価の進め方における各項目の考え方について

《学校評価とスクール・ポリシー等との関連性について》

1. 学校評価とスクール・ポリシー

スクール・ポリシーは、各県立高等学校における「育成を目指す資質・能力」を明確化・具体化したものであり、広く公表されているものである。

そのため、高等学校の学校評価においては、スクール・ポリシーに基づいた重点目標や、その目標の達成に向けた評価項目等を設定することが求められる。

なお、特別支援学校及び県立中学校においては、各学校が目指す学校像・育てたい生徒像に基づいた重点目標や、その目標の達成に向けた評価項目等を設定することが求められる。

2. 学校評価と「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針」

各県立高等学校のスクール・ポリシーは、「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針」に示されている「現状と期待」や「改善・改革の方向性」をスクール・ミッションと捉え、策定されたものである。そのため、学校評価がスクール・ポリシーに基づいたものとなることにより、「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針」を踏まえたものと定義できる。

3. 学校評価と「和歌山県教育振興基本計画」

「和歌山県教育振興基本計画」は、「和歌山県長期総合計画」が示す「めざす将来像」を実現するための教育部門計画として位置付けられたものであり、5年間ごとの本県の教育が目指す基本的方向とその取組の内容を明らかにしたものである。

そのため、教育における様々な取組は、「和歌山県教育振興基本計画」と方向性を同じくして策定されており、前述の各県立高等学校のスクール・ポリシーや「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針」についても、同じ方向性で策定されている。このようなことから、高等学校の学校評価がスクール・ポリシーに基づいたものであれば、「和歌山県教育振興基本計画」を踏まえたものとなる。

また、特別支援学校及び県立中学校では、「和歌山県教育振興基本計画」にある特別支援教育の充実・確かな学力の向上等に基づいた重点目標や、その目標の達成に向けた評価項目等を設定することが求められる。

《自己評価について》

4. 自己評価とは

学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、設定した重点目標や具体的取組、評価項目と評価指標に照らして、その進捗状況や達成に向けた取組の適切さなどについて評価を行うものである。

5. 重点目標や具体的取組、評価項目と評価指標の設定

各学校のスクール・ポリシー等に基づいた重点目標を設定し現状を評価するとともに、その目標の達成に向けた具体的な取組を設定する。また、具体的取組の進捗状況や達成に向けた取組の状況を把握するために、必要な評価項目と評価指標を設定する。さらに、必要に応じて、指標の進捗状況等を把握・評価するための基準を設定する。

具体的取組、評価項目と評価指標の設定に当たっては、設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能な程度に精選する。また、重点目標や具体的取組等の設定においては、学校関係者評価の評価者や一般の保護者等が理解できるように、いたずらに網羅的になったり詳細かつ高度に専門的な内容となったりしないよう留意する。

なお、重点目標の設定の際には、教職員一人一人がその目標を共有し、個々の教育活動の中で意識しながら取り組んでいけるよう、共通理解を図ることが求められる。

6. 学校運営等に係る情報や資料の収集・整理とは

目標等の進捗状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し、整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的に・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己評価の実施や、保護者等に対する情報提供などに適切に活用することが求められる。

7. 外部アンケート等（児童生徒・保護者対象のアンケート）とは

児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者との懇談会等を通して授業の理解度や児童生徒・保護者がどのような意見や要望をもっているかを把握することなどである。これらの取組は、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・進捗状況や取組の適切さ等について評価するためのものと捉えることが適当である。このため、学校関係者評価とは異なることに留意する。

8. 自己評価の結果を踏まえた改善方策の取りまとめの考え方

学校評価は、結果の報告書（学校評価シート）の作成自体が目的化するという「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組とすることが重要である。また、校長のリーダーシップのもと、全教職員が参加して組織的に取り組むことが大切である。

そのため、学校全体として、自己評価の結果及び今後の改善方策を、適宜、具体的な取組の改善を図ることに活用するとともに、自己評価の結果について評価する学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や取組の改善に反映させていくことが求められる。

9. 学校評価シートの作成

各学校は、自己評価の結果等を学校評価シートに取りまとめる。学校評価シートには、重点目標やその進捗状況及び取組の適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。また、学校評価シートの作成に際しては、児童生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、記述する情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分する。

10. 学校評価の報告と公表

各学校は、自己評価の結果について、それを踏まえた今後の改善方策と併せて、広く保護者や地域住民等に公表するとともに、学校評価シートを県教育委員会に提出する。

本県においては、各学校のホームページに公表することを原則とし、ホームページの掲載に当たっては、トップページに項目を設けるなど、見やすい設定となるよう、留意する。

なお、学校関係者評価の公表については、努力義務となっており、各学校において、公表を行うかどうかも含めて適切に判断する。

《学校関係者評価について》

11. 学校関係者評価とその評価者とは

保護者、学校運営協議会委員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通して、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。本県では、評価者として、例えば、各学校の学校運営協議会に評価部会を設置するなどの方法が考えられる。

また、教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠なものとして、有機的・一体的に位置づけるべきものである。

12. 授業等の観察や校長との意見交換等の実施

学校関係者評価においては主体的・能動的な評価活動が期待されており、例えば学校の求めに応じてアンケートに回答するのみや、自己評価の結果について単に説明を受け意見聴取されるのみなどの受動的な評価活動に留まることのないよう留意する。

このようなことから、学校関係者評価の評価者は、評価を行うに先立ち、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行うことが適切である。さらに、それらをもとに、評価者と学校との間での十分な意見交換や対話を行い、学校の状況について相互の共通理解を深めることが求められる。

13. 学校の自己評価や改善方策についての評価の実施

学校関係者評価の評価者は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、以下の観点等から評価する。

- 自己評価の結果の内容が適切かどうか
- 進捗状況を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
- 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

7. 参考とすべき資料

➤ 学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕

本手引きは、文部科学省の「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」をもとに作成しており、同ガイドラインは次の URL から閲覧が可能である。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/1295916.htm

➤ 和歌山県教育振興基本計画

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/keikaku/kyouikushinkokihonkeikaku.html>

➤ 県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/shingikai/d00204958.html>